

日本生体磁気学会会則役員選出に関する施行細則 改正案

第1章 総則

(適用)

第1条 日本生体磁気学会の会則第4章「役員」および第5章「会議」の施行細則を次の通り定める。

第2章 評議員の選出

(評議員選出の被選挙権、選挙権)

第2条 会則第10条2項、第19条の定めるところにより、評議員は、正会員の中から正会員が選出する。

(評議員候補者の年齢制限)

第3条 評議員候補者には年齢制限をもうける。

2 改選当該年の4月1日の年齢が満70歳に達したものは、候補となることができない。

(評議員の定数)

第4条 会則第17条3項の評議員の定数は、改選当該年の前年の理事会にて決定し、評議員会に報告する。

(評議員の構成)

第5条 評議員は、留任評議員と新規選出評議員によって構成する。

(留任評議員候補者の確定)

第6条 第7章に定める選挙管理委員会は、改選当該年の1月末日までに、現評議員のうち、留任評議員となる候補者を確定する。

2. 前項の確定には、第3条の年齢制限の他に、会則第28条による退任、および評議員本人の希望によるものとする。

3. 前項に規定する評議員本人よりの希望聴取は、改選当該年の前年の12月末日までに行う。

(新規選出評議員候補者の募集)

第7条 選挙管理委員会は、改選当該年の前年の12月末日までに、自薦、他薦による新規選出評議員の候補者を募集する。

(新規選出評議員の定数)

第8条 第4条によって定めた定数より、第6条によって定められた留任評議員候補者の総数を減じた数を、新規選出評議員の定数とする。

(評議員候補者の通達)

第9条 選挙管理委員会は、第6条によって定めた留任評議員候補者名、第7条によって定めた新規選出評議員の候補者名、ならびに第8条によって定められた新規選出評議員数を、改選当該年の1月末日までに、正会員に通達する。

(評議員候補者に対する投票)

第10条 正会員は、留任候補評議員についての信任投票、ならびに新規選出評議員の候補者の中から3名の選抜投票をする。

2. 投票は無記名とし、2月末日までを受付期間とする。

(評議員選出の開票)

第11条 選挙管理委員会のもと、開票を行う。

2. 留任候補評議員についての信任投票は、過半数の信任をもって選任とする。

3. 新規選出評議員については、得票数上位より、新規選出数の評議員を選定する。

4. 得票数最下位者が同得票により改選数を上回る場合は、3名超過まではすべて選任とする。

5. 超過が4名以上になる場合は、3名以内になるまで最下位の同得票者による決戦投票を行う。

(評議員選出結果の報告)

第12条 選挙管理委員会は、第11条の開票結果を候補者ならびに会員に報告する。

2. 前項の報告は、改選当該年の3月末日までに行う。

(選出された評議員に対するの会議出席要請)

第13条 理事長は、第11条における選出評議員に、改選当該年の学会大会期間中の評議員会への出席を依頼する。

第3章 理事の選出

(理事の定数の決定)

第14条 改選当該年の前年の学会大会期間中に開催される理事会において、会則第17条1項に定める次期理事の員数を決定する。この理事数には、理事長、副理事長も含む。

2. 理事長は、評議員会において、前項により理事会決定された次期の理事の員数を報告する。

(選出評議員による理事の相互選挙)

第15条 第11条における選出評議員の相互選挙により、第14条の員数の理事を選出する。

2 前項の選出にあたっては、選挙管理委員会が監督する。

3 選出評議員による 5名連記による無記名投票をおこなう。

(理事選出投票の開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会が行う。

2 上位得票者より第14条により定められた員数分を選出する。

3 得票数最下位に同票があり員数を超過する場合は、定員になるまで最下位の同得票者による決戦投票を行う。

(理事選出結果の報告)

第17条 選挙管理委員会は、第16条の開票結果を選出評議員ならびに会員に報告する。

2 前項の報告は、改選当該年の4月末日までに行う。

(選出された理事に対しての会議出席要請)

第18条 理事長は、第16条における選出理事に、改選当該年の学会大会期間中の理事会の前に開かれる会議への出席を依頼する。

第4章 監事の選出

(監事候補の選出)

第19条 改選当該年の学会大会時に開かれる理事会において、会則第17条第1

項第2号に示された人数の監事の候補者を選出する。

2 前項の候補者は、第16条における選出理事を除いた正会員もしくは名誉会員より選出する。

(監事の承認)

第20条 改選当該年の学会大会時に開かれる評議員会において、第19条により提案された監事候補者を承認する。

第5章 理事長及び副理事長の選出

(理事長の選出及び報告)

第21条 第18条にある会議において、選出された理事の互選によって、新理事長を選出する。

2 前項の会議には、改選当該年までの任期の監事も同席する。

3 選出された理事は、改選当該年の学会大会期間中の評議員会において、新理事長を報告する。

(副理事長の任命)

第22条 理事長は理事の中から副理事長（1または2名）を任命する。

2 理事長は副理事長を任命した場合は、評議員会に報告する。

第6章 役員の任期及び欠員補充

(選出役員の任期)

第23条 第11条の選出評議員の任期は、改選当該年の学会大会の際におこなわれる評議員会の開始より始まるものとする。

2 第16条の選出理事の任期は、改選当該年の学会大会の終了直後より始まるものとする。

3 第20条の選出監事の任期は、改選当該年の学会大会の終了直後より始まるものとする。

(役員欠員時の扱い)

第24条 会則第30条による欠員理事の補充は、第15条および第16条の規定にかかわらず、理事会の議決により行う。

2 会則第31条による欠員監事の補充は、第19条および第20条の規定にかかわらず、理事会の議決により行う。

第7章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第25条 本細則の実施のため、選挙管理委員会を設置する。

2 前項の委員会委員は、改選当該年前年の理事会において、監事以外の正会員もしくは名誉会員の中から3人を選任し、評議員会の承認を得る。

3 委員の任期は、改選当該年の学会大会の終了時点までとする。

第8章 改廃

(改廃)

第26条 本施行細則の改正は、理事会において行う。

附則

- 1。 本施行細則は、平成20年6月12日より発効する。
- 2。 本施行細則は、平成24年6月1日より運用する。
- 3。 本施行細則は、令和2年8月5日より運用する。
- 4。 本施行細則は、令和5年8月29日より運用する。

以上